

市町村名	早島町
担当部署	企画課
連絡先	086-482-0612
移住サイト 又はHP	https://www.town.hayashima.lg.jp/

区 分	名 称	目的・対象者・要件等	助成内容等
起業	中小企業応援事業補助金<<起業家支援事業>>	中小企業者等の新たな事業展開等を応援し、地域経済を支える中小企業者等の競争力を高め、地域産業の振興に寄与することを目的に、起業予定者等に対し補助金を交付する。 【対象者】 当該起業以前に事業を営んでいなかった中小企業者（個人に限る。）又は当該起業以前に事業を営んでいなかった者によって設立された中小企業者（会社に限る。）であって、当該起業に当たり、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）で認定された認定創業支援事業計画に基づいて創業支援等事業者が実施する特定創業支援等事業による支援を受けた者（共同経営者がいる場合は、その全員が当該要件を満たす者）	委託費（町内の店舗及び事務所に係る事業計画書作成及び官公庁への申請書類作成に係るものに限る。）、賃借料（町内の店舗、事務所及び駐車場の賃借料に限る。）、町内の店舗及び事務所に設置する機械装置費及び備品費などの経費について補助 補助率：3分の2 限度額：40万円
住宅	空き家利活用助成事業	町内に所在する空き家の流動化を促進し、その有効活用による地域の活性化と本町への定住人口の増加を図るため、空き家の改修や家財道具の処分等に必要な経費に対して助成金を交付する。 【対象者】 ・売買、賃貸又は無償で使用する空き家を所有する者 又は ・空き家を購入若しくは賃貸又は無償で使用する者であって次のいずれかに該当する者 (1)助成金の対象となる空き家に10年以上継続して居住する意思をもって移住しようとする者 (2)本町に住民登録を有しており、助成金の対象となる空き家に10年以上継続して居住する意思を有している者 【要件】 ・「早島町空き家情報バンク制度」に登録された戸建て住宅で、現に居住していない又は近く居住しなくなる予定のものであること ・3親等内の親族間による空き家の売買等でないこと ・暴力団・暴力団員等でないこと ・町税等の滞納がないこと ・空き家の売買契約等成立後、6ヶ月以内に着手する事業であること	【改修助成】 空き家の居住部分の修繕工事及び設備改善のための改修工事についての助成 補助率：改修工事費用の3分の1 限度額：30万円 【家財整理助成】 空き家の家財道具の搬出処分及び清掃等についての助成 補助率：対象事業費の2分の1 交付限度額：20万円
住宅	子育て世帯自己居住用空き家改修補助事業	町内における空き家の有効活用を促進し、子育て世帯の居住環境の充実を図るため、戸建て空き家の改修に要する費用の一部を補助する。 【対象者】 次に掲げる要件の全てを満たす者とする。 (1) 本町に住所を有する子育て世帯の世帯主または、改修工事完了後、本町に転入届を提出する子育て世帯の世帯主であること。 (2) 本町への申請時点で、岡山県に継続して5年以上居住していること。 (3) 補助金交付後10年以上は当該住宅に居住する旨の誓約書を提出すること。 (4) 転居前の住居が空き家となることを目的としない転居であること。 (5) 暴力団員等に該当しないこと。 (6) 補助対象者の世帯全員に町税等の滞納がないこと。 【対象空き家】 次に掲げる要件の全てを満たす住宅（この要綱に基づき補助金の交付を受けた住宅を除く。）とする。 (1) 子育て世帯が自ら居住することを目的として、町への申請日以前1年以内に購入又は譲り受けた空き家であること。 (2) 本町が空き家であると確認した住宅であること。 (3) 改修工事完了時に、一定の耐震基準を満たす住宅であること。	子育て世帯が居住の用に供するための空き家改修に要する経費に対する補助 補助率：補助対象経費の3分の2 補助上限額：60万円

住宅	空き家活用移住支援補助事業	町内における空き家の有効活用を促進し、県外からの移住者の定住を図るため、空き家の改修に要する費用の一部を補助する。 【対象者】 次に掲げる要件の全てを満たす者とする。 (1) 移住者であること。なお、本町の住民基本台帳に記録された日から3年以内に申請した者であること。ただし、子育て世帯の場合は、5年以内に申請した者であること。 (2) 改修後3年以上は当該住宅に居住する旨の誓約書を提出すること。 (3) 賃貸借物件の場合において、賃借人が自己負担で改修を行うときは、退去時の原状回復義務を免除し、造作買取請求を認めない旨を賃貸借契約書に明記すること。 (4) 補助対象者の世帯全員に町税等の滞納がないこと。 (5) 暴力団員等に該当しないこと。 【対象空き家】 次に掲げる要件の全てを満たす住宅とする。 (1) 売買又は賃貸借契約に基づき、居住の用に供することが可能な住宅であること。ただし、賃貸借物件にあっては、当該住宅に担保権が設定されていない住宅であること。 (2) 移住者と住宅の所有者との間で、当該住宅について売買契約又は賃貸借契約が締結されていること。 (3) 本町が空き家であると確認している住宅であること。 (4) 過去に本補助金又は県補助金を活用した改修を行っている物件の場合は、当該改修完了後3年以上経過していること。 (5) 一定の耐震基準を満たす住宅であること。 (6) 移住者の2親等以内の親族等が所有する住宅でないこと。	移住者が居住の用に供するために行う空き家の機能回復、向上に係る改修に要する経費に対する補助 補助率：補助対象経費の3分の2 補助上限額：60万円
子育て	こども医療費助成制度	子育て世帯の負担軽減のため、こどもが医療機関を受診した場合の医療費(保険診療分)の自己負担分を助成する。 【対象者】 ・早島町に住所を有する満18歳に達する年度末までの子ども(ただし、婚姻している人、社会保険の本人である人は除く。)	
子育て	保育所等の主食費・副食費の補助	物価高騰や子育て支援の一環として、保育所等の主食費・副食費について、下記のとおり補助する。 【対象者】 次に掲げる要件の全てを満たす住宅とする。 ・早島町に住所を有し、各年度の4月1日現在の満年齢が3歳以上6歳未満の園児 ・2号認定(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第1項に規定する認定であって、同法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものをいう。)を受けている園児	主食費：保育所等が主食費として定める額とし、園児1人につき、月額1,500円を限度 副食費：保育所等が副食費として定める額とし、園児1人につき、月額5,100円を限度
子育て	幼稚園・小学校・中学校の給食費の補助	物価高騰や子育て支援の一環として、幼稚園・小学校・中学校の給食費について、補助する。	全額無償化
子育て	小中学生入学支援事業	小学校及び中学校に入学する世帯に対し、入学準備に要する経費の一部を助成する。	小学校入学者1人につき、1万円 中学校入学者1人につき、2万円
その他	学校給食へのアレルギー対応	事前申請により、牛乳・乳製品、たまごについて、除去の実施。	
その他	移住支援金制度	東京圏から早島町に移住した者であることといった移住等に関する要件を満たす者であって、岡山県が実施するマッチングサイトに移住支援金対象として掲載された求人就業した者や起業支援金の交付決定を受けた者といった就業に関する要件、起業に関する要件、テレワークに関する要件又は関係人口に関する要件のいずれかを満たす者に支援金を交付する(2人以上の世帯として申請する場合には世帯に関する要件も満たす必要がある。)	単身で移住した世帯：60万円 世帯で移住した世帯：100万円